

2024年9月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2024年9月13日(金) 11:00

◎山内涼成議員の一般質問(60分)

1. エンディングプランサポート事業について
2. 骨密度検査について
3. 文化財保護行政の在り方について
4. 半導体工場(後工程)の若松への誘致について



山内涼成議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 保健福祉局長
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 総務市民局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員

- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 経済産業局長
- 山内議員
- 経済産業局長
- 山内議員
- 経済産業局長
- 山内議員
- 経済産業局長
- 山内議員
- 都市整備局長
- 山内議員
- 都市戦略局長
- 山内議員
- 経済産業局長
- 山内議員

山内涼成議員の一般質問

みなさんこんにちは。日本共産党の山内涼成です。会派を代表して一般質問を行います。

初めに、昨年保健福祉委員会でも視察が行われ、多くの議員が質問してきた横須賀市のエンディングプラン・サポート事業について本市でも実施することを求めて伺います。

横須賀市では、身寄りがない高齢者等の葬儀・納骨などに関する心配事を、早めに解決し生き生きとした人生を送っていただく事業を始めました。きっかけとなったのは、身元がわかっていても、引き取り手が見つからない遺骨が増えていることだったといえます。

「身寄りのない高齢者」を無縁仏にしないために、市民の尊厳を守るために、生きているうち

に本人の死後の希望を行政が聞き、民間事業者と連携して心配事の解決を支援するという事業で、2015年7月から開始しています。

対象は、ひとり暮らしで身寄りがなく、経済的に余裕がない高齢者などで、市が葬儀や納骨先の希望を聞きとる。そのうえで、本人が葬儀社との間で契約書を交わし、約26万円(生活保護世帯は5万円)を事前に支払う。市は定期的に高齢者の自宅を訪問して見守り、死後も納骨まで見届けるというシステムです。2023年度までに146人が登録し、72人をみとったということです。

これに加えて新たな取り組みとして、2018年5月から「わたしの終活登録(終活情報登録伝達事業)」がスタートしています。

この事業は全横須賀市民が対象で、だれでも無料で登録できます。障がいのある10代のお子さんも親御さんと一緒に登録しているそうです。

延命治療や葬儀をはじめ、様々な項目から登録したいものを選んで記入し、登録後の追加や削除も自由です。2024年7月18日現在で917人が登録し、警察などからの照会が増えているといいます。

本市の、ひとり暮らし高齢者は2020年10月1日現在で65,358人、高齢者に限らず「身内がないので、自分が死んだあとどうなるのか心配だ」という相談が多くなっています。

本市でもこうしたニーズの高まりを受け、終活における支援の在り方の検討が進められています。①終活に関する課題やニーズ等を把握するためのアンケート調査②民間の終活支援事業者等へのヒアリング調査、さらに有識者や関連団体をメンバーとする検討会が設置され、7月以降全3回の会議を経て、結果がまとめられることになっています。

そこで、アンケートやヒアリング調査の結果、国の動向を踏まえ、検討会の議論を通して、現時点で見えてきた制度実施の課題や検討会のまとめの方向性について、答弁を求めます……①

次に、骨粗しょう症の検査の改善について伺います。

本市では現在、骨粗しょう症の予防及びその予備軍となる低骨密度者の早期発見・早期治療を促すことを目的に18歳以上の市民(会社などで受診できない方)は500円、70歳以上の方は無料で骨粗しょう症検査を受けることができます。

令和5年度は、骨粗しょう症検診を受けた4290人のうち、2112人が70歳以上です。

今や高齢者の3人に1人が、1年間に1回以上転倒すると言われており、国民生活基礎調査によると、65歳以上で介護が必要になった人の原因第3位が骨折・転倒であり、女性に限れば第2位となっています。

私たちは年を重ねるごとに、ちょっとしたことで転倒する可能性が高くなります。

ほんの少しの段差につまづき転んだだけで「転倒から骨折、骨折からベッドでの安静、そのまま寝た切り」になってしまう高齢者も少なくありません。

こうした最悪のケースを回避するためにも、より効果的な骨粗しょう症検査を定期的に行うことが重要です。

そこで注目すべきなのは、寝たきりにつながる2つの骨折があるということです。

脚の付け根の大腿骨骨折、そして背骨の圧迫骨折は特に寝たきりのきっかけとなりやすいことで知られており、70歳を超えたら絶対に避けたい骨折といえるでしょう。

東京大学の研究チームが1991年～96年の間に大腿骨骨折で入院した患者480人について、2002年に健康状態を調査しました。骨折の1年後の平均生存率は、88.5%で、5年後の生存率は40%、さらに10年後はわずか20%という驚くべき数字が示されました。

そこで、骨密度検査をより効果的なものにするために、現在行われている前腕差し込み検査ではなく、左右の大腿骨と腰椎部の3か所を検査すべきです。腕の検査で異常がなくても、大腿骨や腰椎部の骨密度は大きく異なり、数字が低いことが多々あること、特に、女性の閉経後の極端な骨密度の低下は、腰椎や大腿骨周辺から進行することなどを踏まえて、現行の腕で測る骨密度検査から大腿骨周辺と腰椎の検査に改めることについての見解を伺います。……②

次に、文化財保護行政について伺います。

文化財保護法の改正は、平成30年に成立し、翌年の4月1日施行されました。

これは、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」議論され、これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要との答申に基づいて成立したものです。

しかし、初代門司駅遺構の問題を通じての議論の中で見えてきたのは、本市の文化財保護行政は法に基づいて補助執行しているといいながら、文化財保護法の「残して活用する」という趣旨が形骸化しているということです。

9月3日、イコモスは初代門司駅遺跡に関するヘリテージアラートを発出しました。3年連続で4回目の発出となり、国や県、本市の文化財行政に対する深刻な警告を世界に知らしめることとなりました。本市においても、この警告を真摯に受け止めこれまでの文化財行政について、改めるべきは改めるとの立場を示すべきです。

まず、本市教育委員会は平成24年度から、文化財保護に関する事務を規則に基づき、都市ブランド創造局長などの職員に補助執行させています。

一方、平成25年12月には、文化審議会文化財分科会企画調査会によって「今後の文化財保護行政の在り方について」報告されています。

その中で、「いつの時代も変わらず、文化財保護行政を行っていくに当たって求められるものは何なのか」という観点から審議が行われた結果、文化財保護行政については、たとえ、今般の教育委員会制度の改革に伴ってどのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、「専門的・技術的判断の確保」、「政治的中立性、継続性・安定性の確保」、「開発行為との均衡」、「学校教育や社会教育との連携」という4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべきであるとされています。

そこで、4つの要請に沿っていくつか伺います。

1点目に、専門的・技術的判断の確保についてです。文化財は貴重な国民的財産であり、いったん滅失・毀損等すれば原状回復が困難な性格のものであることから、その取扱いに当たっては価値を損なうことのないよう、慎重な判断が求められています。

しかし本市は、初代門司駅遺構について、5月に文化遺産に係わる11の学術研究団体が合同でその価値を記した「初代門司駅遺構の保存を求める11学会合同要望書」、また、6月には、文

化遺産保護専門家集団を代表する世界的組織である国際記念物遺跡会議(ICOMOS)会長テレサ・パトリシオ博士からの懸念表明、声明文などが出されたにもかかわらず、これらをことごとく軽視し、遺構破壊の道を突き進んでいます。

本市は、遺構についての方針決定にあたり、文化財に関する知識と経験を持つ専門学芸員が在籍する専門部署を有する都市ブランド創造局を中心に調査したということですが、世界的、専門的権威の評価より、本市の専門部署の評価が優先される根拠は何か、答弁を求めます。……③

また、初代門司駅遺構の出土段階から携わり専門的・技術的評価を行い、その貴重性を報告した学芸員が発掘調査の途中で配置転換されたことについて、見解を尋ねます。……

2つ目に、開発行為との均衡についてです

埋蔵文化財においては、文化財保護法上、埋蔵文化財包蔵地の発掘に際して、教育委員会による協議を求めるべき旨の通知、それに基づく教育委員会への協議など、各種の調整規定が設けられており、特に重要なものにおいては、実際に開発行為を中止、あるいは開発計画を見直して当該文化財の保護を図った事例も見受けられます。

開発と文化財保護は対極にあり、その客観的、中立性を保つために文化財保護行政は教育委員会が所管していました。平成31年の改正法施行で、首長部局への事務移管が認められましたが、その場合、地方文化財保護審議会の設置が義務づけられました。

その趣旨は、市長部局が開発優先の偏った判断で、貴重な文化財を破壊することのないように専門家集団に客観的判断をゆだねているのです。

本市教育委員会は文化財保護行政を市長部局に補助執行させていますが、その実態は、文化財保護審議会の委員の委嘱及び文化財に関する条例・規則の制定・改廃についてのみを、教育委員会会議に諮っているだけにすぎません。補助執行している都市ブランド創造局は、初代門司駅遺構について、文化財保護審議会の委員に対して非公式に伝えただけで、正式に審議会への諮問さえしていません。また、文化財保護法に基づき審議会を設置したならば、教育委員会への建議について条例で定めることとなっていますが、それも定めていません。

補助執行の場合でも、平成31年の法改正の趣旨に沿うべきですが、形骸化しているのが現状です。

これでは、特に重要なものにおいてもその役割は発揮できません。

実際に建議が行われた事例が他都市においてないからと言って建議を規定しないのは法の趣旨に反しています。直ちに、地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項として、建議について条例に定めるべきです。見解を伺います。……⑤

この項の最後に、学校教育や社会教育との連携について伺います。

文化財を子どもたちにとってより身近なものとして感じてもらうためには、地域の文化財を総合的な学習の時間や体験活動等において活用するなど、学校教育をはじめとする教育との連携が重要です。本市は、6月議会の答弁で、「平成30年に文化財保護法が改正され、教育委員会と市長部局との適切な役割分担を図っていくという流れ、世の中の趨勢を考えますと…」と答弁しています。郷土の伝統と文化、歴史についての理解を深め、後世に引き継いでいくことは、我が国の未来の主権者たる子どもたちにとって不可欠です。

そのためには、文化財の保護と学校教育というものは切っても切り離せないものです。単に役

割分担するのではなく連携こそ必要と考えますが、見解を伺います。…⑥

次に、半導体を最終製品に仕上げる「後工程」の受託生産で世界最大手の台湾企業ASEとの仮契約について伺います。

7月31日、ASEグループの日本法人ASEジャパンが本市と約16ヘクタールの市有地を約34億円で取得する仮契約を結びました。場所は、若松区の北九州学術研究都市の舟尾山周辺の広大な土地で、この土地を囲むように新興住宅地が広がっています。

企業誘致にあたって、周辺住民の現在の住環境を脅かすことがあってはなりません。また、すぐ近くには市内最大のマンモス校であるひびきの小学校があり、通学路の安全確保など、地域住民から不安の声が寄せられています。

ASEジャパンは、行動指針として、地球温暖化防止、汚染防止、省資源化推進を経営課題として位置づけ、環境関連の法規制についても自主管理基準を設定するなど独自に環境方針を持っています。また、地域社会と協調・連携し、必要に応じ環境に関する技術・管理の情報について公開することで社会に貢献するとしています。

そこで、本契約に向け、地域住民の不安解消のための施策として、道路の渋滞対策、通学路対策、地価高騰対策、水質を含めた環境への影響について、本市はどのように考えているのか、その対応策について答弁を求めます。…⑦

また、地域住民への説明会の開催についても検討すべきです。あわせて答弁を求めます。…⑧

山内涼成議員の一般質問 答弁と再質問

[エンディングプランサポート事業について]

■市長

まず私から、最初に、エンディングプランサポート事業についてお尋ねございました。

横須賀市事業の北九州市での実施を求めて、アンケート等の結果、国の動向等を踏まえ、現時点での制度実施の課題、検討会のまとめの方向性と、お尋ねがございました。

高齢化が進展し、一人暮らしや認知症、高齢者の増加が見込まれる中、人生の最後までご本人の意思が尊重され、その方らしく暮らし続けていくための支援は重要と考えております。近年、葬儀や納骨など人生の終末期の心配に備え、自らの意思で判断できるうちに整理を行う、いわゆる「終活」への意識が広がってきており、国におきましても事業者向けのガイドラインが示されているところです。

北九州市におきましては終活の現状やニーズ把握のため、本年5月から、市民や高齢者の支援にかかわる民生委員などへのアンケート調査、葬祭事業者などへのヒアリングを行ってきました。

アンケートでは、終活の認知度は9割を超える一方で、準備をしている方は1割程度にとどまっております。多くの方が、何から始めたらよいのか、どの事業者を選んだらよいのかが分からない、などの不安を感じており、希望する支援も多岐にわたっております。

ヒアリングでは、多くの事業者が終活支援に取り組んでいることや、身寄りのない方への対応に苦慮していること、終活には数十万円程度の費用が必要となることなどもわかりました。

これらの結果を踏まえまして、ひとつには民間と行政の連携により、安心して終活できる環境の整備、二つには、身寄りのない方や資力のない方への支援などが現時点の課題と捉えているところであります。

そして、7月には、事業者、医療福祉関係者、弁護士等による終活における支援のあり方検討会を設置し、それぞれの取り組みの共有を行ったところであり、年内までに今後の方向性について議論を深めていくこととしております。

その上で、官民一体となって終活を支援する仕組みについて検討していきたいと考えております。

高齢者が長寿の幸せを実感し、北九州市だからこそ、安心して自分らしく年を重ねることができ「幸福長寿モデル都市」の実現を目指して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

ご答弁中、ヒアリングでは、身寄りのない方への対応に苦慮していること、終活には数十万円程度の費用がかかるんですが、終末にはではなくて、終活にはということですね。訂正させていただきます。ありがとうございます、

[半導体工場誘致について]

そしてもう1つは、若松の半導体工場誘致につきまして、A S Eとの本契約に向けた地域住民への対応策について、地域住民への説明会の開催についてお尋ねがございました。

北九州市では、昨今の日本、日本企業による生産拠点の国内回帰や、外国企業による活発な対日投資などの動きをチャンスと捉え、将来の経済成長を力強く牽引する未来産業の振興の観点から、半導体、次世代自動車などの誘致を重点的に促進することといたしております。

そのような中、本年7月31日、「半導体後工程製造」の受託企業であるA S Eジャパン様と、若松区ひびき野にある学研都市の分譲用地約16ヘクタールについて、市有財産売買仮契約を締結いたしました。

今回の仮契約は、誘致交渉を進める中、学研用地に関心を示していただき、今後の投資に向けた環境整備がより円滑に進むよう、A S Eジャパン様の強い希望に沿って締結に至ったものでございます。

仮契約を締結した用地周辺には、新興住宅地や小学校が立地をしており、これらの地区への企業誘致に際しては、周辺環境への配慮が重要であると考えております。

しかしながら、A S Eジャパンとは今、誘致交渉中であり、最終的な進出の意思決定はなされておらず、事業規模などについてもまだ未確定でございます。

こうしたことから、住民の方々が抱える不安への対応につきましては、誘致が決定すれば企業と連携しつつ、適切に対応することとしておりますが、進出や事業規模などが未確定な現時点では具体的にお答えすることは困難でございます。

北九州市といたしましては、先ほど申し上げた通り、周辺環境への配慮が重要であるということは認識をしており、誘致が決定をし、事業内容を公表できる段階になれば、住民説明会を開催し、地域住民の方々のお声を伺うなど、丁寧に対応してまいりたいと考えております。私からは以上です。残りは関係局長からお答えをいたします。

[骨密度検査について]

■保健福祉局長

私からは、骨密度検査について、骨粗鬆症検診について、現行の腕で測る骨密検査から大腿骨周辺と腰椎の検査に改めるべき、とのご質問にお答えいたします。

骨粗鬆症は、女性ホルモンの減少や加齢、生活習慣などが関係し、自覚症状なく進行することから、より多くの市民が検診を受診し、早期発見、早期治療につなげていくことが重要でございます。

このため、検診対象者につきましては、国の実施要領では40歳から70歳までの5歳刻みの女性とされているところを、北九州市では18歳以上の男女と、対象を広げて実施しております。

また、本年度からは、自己負担額を1000円から500円に軽減するなど、受診率向上に向けた新たな取り組みも開始したところでございます。

検診場所につきましては、特定検診やがん検診と合わせて受診できるよう、利便性も考慮し、市民センター等での集団検診としております。

検査方法につきましては、前腕部を差し込むだけの簡便な小型機器を使用しており、短時間での検査が可能です。また、検査の結果、精密検査が必要な方に対しましては、腰椎での検査が可能な専門の医療機関へ受診勧奨を行うなど、検診後のフォローも実施しているところでございます。

大腿骨や腰椎部などの測定は、骨折リスクの高い部位を直接測定できるというメリットはあるものの、大型の検査機器に横になって検査する必要があることから、整形外科などの個別の医療機関でしか検査できず、集団検診には適さないと考えております。また、前腕部の検査に比べて市全体の検診費用や市民の自己負担額が高くなることも想定されます。

北九州市としましては、できるだけ多くの市民に受診していただけるよう、簡便で安価な現行の検査方法を継続したいと考えております。

なお、検診体制につきましては、より早期発見、早期治療につながるよう、引き続き研究してまいりたいと考えております。私からは以上です。

[文化財保護行政のあり方について]

■都市ブランド創造局長

最後に私の方から、文化財保護行政のあり方のお尋ねのうち、まず、専門的、技術的判断の確保についての中で、方針決定にあたり、世界的、専門的権威の評価より本市の専門部署の評価が優先される根拠は何か、ということと、学芸員が配置転換されたことへの見解を伺うということ、そして、文化財の保護と学校教育の連携が必要と考えるが見解を伺う、というところのお尋ねからまずお答えしたいと思います。

埋蔵文化財は、国や地域の歴史を語る上で欠くことができないものであり、次世代に引き継ぐべき国民共通の財産であると考えます。これらの文化財を適切に保存、活用し、広く国民にその価値を伝えることは、行政の重要な責務であると認識をしております。

このため、門司港地域複合公共施設整備事業では、発掘された遺構の調査にあたって、文化財に関する知識と経験を持つ都市ブランド創造局の専門学芸員が、同様に文化財の知識、経験を持った学芸員を有し、実際の発掘調査業務の委託先である広域財団法人「北九州市芸術文化振興財団」とともに、法に基づき適切に対応してきたところでございます。

遺構に関しましては、これまで市民の皆様をはじめ専門家の方々などからも様々なご意見やご要望をいただいております、いずれのご意見も大切なものであると受け止めております。

発掘された遺構の取り扱いにつきましては、特定の人の見解に基づいて判断するのではなく、北九州市として必要な情報を適切に入手し、総合的な観点から政策決定すべきものと考えていると思います。

具体的には、集約予定の公共施設は、築 94 年を超える区役所など老朽化は「待ったなし」の状況であり、また、他に施設を整備する代替地もないことから、北九州市では、「市民の安全、安心が第一」との考えのもと、本事業を計画通り進めることとし、議会の議決もいただいたというところでございます。

それから、学芸員の変更についてのお尋ねでございます。ご質問の学芸員でございますが、市の学芸員ではなく、公益財団法人北九州市芸術文化振興財団に属する学芸員でございます。

市といたしましては、委託業務の実施にかかわる担当の配置は、その財団の責任と判断においてなされたものと承知しております。

次に、学校教育との連携について、でございますが、学校教育との連携については、地域の歴史や文化財を通じて郷土愛を育むということ、これは大切なことだと考えております。そのため、現在、小学校へ学芸員を派遣して行う「文化財出前教室」などの事業を実施してきているところでございます。

また、今回の旧門司駅関連遺構に関しましても、発掘調査で得られた記録は、デジタル技術などを活用しながら、子どもたちにも分かりやすい形で展示をしたいと考えているところでございます。

今後も、教育委員会と連携しながら、文化財について、今後とも教育委員会と連携しながら、子どもたちが地域の歴史や文化に対する理解を深める機会を提供するなど、子どもたちが自らの住む地域の歴史に誇りを持ち、愛着を深められるよう取り組んでいきたいと、そういうふう考えております。私から以上です。

大変失礼しました。残りの文化財行政のあり方についてのうち、文化財保護審議会の組織、運営に関し、建議を条例に定めるべきである、とのことにお答えをいたしたいと思っております。

北九州市では、文化芸術の振興を図るため、平成 24 年度から、美術館等の施設とともに、文化財の保護に関する事務等につきまして、北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則に基づき、都市ブランド創造局長等の職員へ補助執行させているところでございます。

都市ブランド総局の補助執行にあたりましては、一般事務員である行政職員だけではなく、文化財について専門的な知見を有する学芸員を配し、文化財の保護や活用に務めているところでございます。

文化財保護審議会の設置につきましては、文化財保護法が昭和 50 年に一部改正され、都道府県に設置することが可能となり、さらに、平成 8 年には市町村へもその範囲が拡大をされたところでございます。

北九州市におきましては、こうした文化財保護法の規定整備に先駆けまして、昭和 39 年に地方自治法に基づきまして、文化財保護審議会を設置してございまして、これまで様々な案件をお諮りし、貴重なご意見をいただくなど、長きにわたって適切に運用してきたというところでございます。

また、審議会の皆様には、建議という形式にこだわらず、必要に応じご意見を伺っております。このため、建議を文化財保護審議会が担当する事項として定めることにつきましては、今後、国や他都市の動きに留意し、様々な方面の情報収集や研究務めてまいりたい、そういうふうに思います。私から以上でございます。

【第二質問】

[文化財保護行政について]

○山内議員

答弁ありがとうございます。第2質問に入ります。まず、文化財保護行政について伺います。

最初に局長の方から答弁がありました学校教育や社会教育との連携という部分について、前回の議会の中での局長の答弁ではね、第1質問で言いましたけれども、教育委員会との、市長部局との適切な役割分担を図っていくという流れ、という発言がされているんですね。だから、あえて私は、役割分担ではなくて、連携すべきでしょっていうことを聞いたんです。

これは認識を改めていただくということによろしいでしょうか。

■都市ブランド創造局長

はい。様々な例えば事業ですね。我々今行っております。文化財に、先ほど出前教室ということをお願いしたけれども、センターの方に来ていただいて、子どもたちに来ていただいて、そこでいろんな体験をしていただく。

こういったところっていうのは、役割分担っていうこともそうですけれども、やっぱり教育委員会と連携しながら情報伝達もやはりきちっとしなきゃいけませんので、そういうところでは一緒に連携してやると、そういう事業をやるためにも連携してやるということの認識は持っております。以上です。

○山内議員

はい。中立性を保つためにね。教育委員会との連携というものは欠かしてはならない言葉なんです。だから、局長の言葉をね、あえて使わせていただきました。

それで、まず、文化財保護と開発、これは対極にあるということを初めの質問でお伝えをさせていただきました。

現在、本市では、都市ブランド創造局に文化財に関する事務の補助執行をさせていますけれども、文化財保護法改正の議論の中では、この補助執行をめぐる大きな議論となっております。それは、首長部局に補助執行を認めれば、これは開発が優先される。そして文化財保護がおろそかになるのではないかという議論でありました。

その中立性を担保するために教育委員会なり、文化財保護審議会が設置されているわけでありましてけれども、本市の教育委員会に残っている権限は、先ほど言いました通り、文化財保護審議委員の委嘱と、文化財の条例に関する制定、それから改廃についてのみしか残っていません。

初代門司駅遺構の議論を通じて、まさに開発が優先されることになっていきますけれども、本市では、この中立を保つために担保はどう確保されていますか。お答えください。

■都市ブランド創造局長

私ども補助執行を受けている都市ブランド創造局といたしましては、文化財の出土に關しまして、所属するうち専門的な知見を持った学芸員を中心に丁寧に調査を行い、丁寧に検討し、そして開発部局、今回であれば、ですね、開発部局と調整をするという法に則って適切に運用している。取り組みを進めているというところでございます。

そういった意味では、一定の緊張感というか、我々は我々の独立した考えを持ってしっかりと調査を行って、丁寧にいろんなものを検討した上で、いろんな開発部局にいろんなことをぶつけてきた、提案をしてきたということですので、先ほどのそういった担保というか、そういったものについてはしっかりと取られているというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○山内議員

そこでね、市長がおっしゃる市民の安全、安心を、利便性を確保する。これを最優先にするんだという方針なんですけれども、中立的立場を求められる教育委員会であるとか文化財保護審議会と、本来ならば、侃々諤々（かんかんがくがく）の議論を堂々とやった上で、導き出される方針だったというふうに私は考えております。

ここは文化財保護法の趣旨からして、絶対に外してはならない行程だったと思いますけれども、その辺についての見解は。

■都市ブランド創造局長

先ほど申し上げた通り、我々は文化担当、文化財担当の立場として、丁寧に調査を行って、丁寧な検討のもとに開発部局にいろんなところをぶつけてきた、ということになります。

まさに侃々諤々とやってきたというところは、実際、表には出てないかもしれませんが、そういうことをやって結論になったということでございます。以上です。

○山内議員

それは内部の議論なんですよね。法の中では、中立的な第三者的な立場、そして客観性が求められているんですよね。それが法の趣旨であります。

もうこの時点で、文化財保護審議会に諮問しなかった時点で、法が危惧した開発優先の方針に中立を保つべき教育委員会も、取り込まれているんだということが明らかなんです。

文化財に対する歯止めなき開発が今後も進んでいくということでもあります。今回のヘリテージアラート。これは、こうした文化財保護行政に対する警告がされたということでもあります。

ヘリテージアラートは過去に25回、海外にも発出されておりますけれども、同じ国で4回、3年連続アラートが発せられたのはこの日本だけあります。

こうした文化財保護よりも開発が優先される機運は、日本中に蔓延しているということでもあります。これは日本の政治の貧困が生んだ恥ずべきことだということを、指摘をしておきます。

まず、現在の都市ブランド創造局の文化財担当部局には、公益財団法人北九州市芸術文化振興財団から学芸員の派遣を受けておりますけれども、旧門司駅遺構の調査では大きな役割を果たしたこととなっておりますけれども、この財団と都市ブランド創造局の関係性についてお答えください。

■都市ブランド創造局長

お答えする前に、先ほど私、出前教室は小学生がセンターに来ると申し上げたんですけども、学芸員が学校の方に行くということの誤りでございました。訂正させていただきます。

今、市の方に財団の学芸員が派遣されているっていうふうには、おっしゃったと思うんですが、財団の学芸員は、派遣はされておられません。市は市で学芸員を採用しておりますのでまったく別で、今回ご質問にあった学芸員は財団の方の職員ということでございます。以上でございます。

○山内議員

財団の方の職員ということで、確認をさせていただきますけれども、この財団には過去から、市長部局である都市ブランド創造局の局長が、理事長として何人も天下っておりますけれども、財団との力関係としては歴然であります。

この中立性を確保するためにも、こうした天下り人事は改めるべきではないでしょうか。

■総務市民局長

すいません。天下り人事というお話ですが、OB人事につきましては、各財団でありましたり、民間企業でありましたり、そういったところから派遣要請がございまして、そこから、その中からですね、適切な人事ということで、こちらの方で選んで協議をしながら決めているところでございますので、特に問題はないと考えております。以上です。

○山内議員

こうしたね、力関係の中であって、旧門司駅遺構の調査を担当した、この財団の学芸員が配置転換されたわけですけども、このことについて答弁では、答弁というかね、これは建設・建築委員会の中の答弁なんですけれども、学芸員のローテーションだと、いつてるわけですね。

こういった力関係の中で、このことを言って誰が信じるんですかということなんですよね。この学芸員は、この遺構の価値を正確に、そして詳細に報告書を作成した人物であります。

その発信は、開発ありきの都市ブランド創造局にとって、邪魔になったのではないですか。都市ブランド創造局としてまったく関与しない、していないと言い切れますか。答弁を求めます。

■都市ブランド創造局長

今回の件、私ども全く関与しておりませんので、関与しておりませんということでございます。以上です。

○山内議員

それでは、この事実を知っていましたか。

■都市ブランド創造局長

後に、報告は受けたと聞いております。以上です。

○山内議員

それでは、中立性を担保するためにも、これはね、財団に対して抗議すべきではないですか。

■都市ブランド創造局長

私どもとしては、この委託事業でございます。しっかり調査を行っていただくというように、もちろん依頼はしますが、その組織に関しましては財団の裁量で行うべきものと考えておりますので、現状で問題ないというふうに考えております。以上です。

○山内議員

先ほどもね、パワハラの問題で議論がありましたけれども、私は、これはね、財団におけるパワハラだと思います。こうしたことをね、許していると、市長が先ほどおっしゃったポテンシャルを引き出そうというようなことが、おろそかになっていくんだろう、と思うんですよね。

絶対に、私はね。こういうことは許しちゃいかんと思うんです。そして、この財団にしろ、北九州市が100%出資しているわけですから、そこに対しては、きちんとこうした指導をするべきだろうと思うんですけれども、答弁ありますか。

■都市ブランド創造局長

財団というべきこの団体の組織の運営でございます。そこは財団の中で適切になされるものというふうに我々承知しております。ですので、こちらから何か指導だとかそういうことについては、私どもとしては考えはございません。以上です。

○山内議員

最大限、この遺構に関してね、関わってきた職員、学芸員なんですよ。その人を配置転換させた。私は思うに排除したと思うんですよね。こんなことを都市ブランド創造局、そして市が許しているんですか、ということをお伺いしております。お答えありますか。

■都市ブランド創造局長

何度も同じ答えになるかもしれませんが、財団の職員でございますので、そうした理解をしていると。

○山内議員

それではね、もう1つ、この配置転換によって、私は市民の知る権利が奪われているんだということに触れておきたいと思うんです。私たちは、市民の皆さんとともに遺構の価値を学ぶために、一番詳しいこの方、学芸員に都市ブランド創造局を通して何度も講演依頼をしましたが、全て断られました。学芸員本人の意思の確認、これはされたでしょうか。

■都市ブランド創造局長

ちょっと手元に、その講演会を我々の局を通じて依頼したっていうところを、ちょっと確認ができてないんですけれども。その点はちょっと私が、今ちょっと、手元に資料がないので、確認、なんとも申し上げられないと思います。以上です。

○山内議員

遺構は市民の財産ですよ。これは教育、社会教育等々にも使いなさい、と法には書かれていますよね。こうした面からするとね、私たち市民がこれを学ぶ権利を奪われたということになるわけですよ。

確実なのはね。ご本人が受けていてもね、財団の方から断られたんだ、ということがあったんです。そこもちょっと確認していただけますか。

■都市ブランド創造局長

その点については確認をしたいと思います。いずれにせよ、調査は、追加調査も含めて今、進行しております。我々は、そこは適宜適切に見ながらしっかりした調査を進めていくように努力したいと思っております。以上です。

○山内議員

調査のことは聞いてないんですけど、やはりね、我々は市民の側としてこの遺構について詳しく知りたい、そしてこの貴重性をね、体感したいということの思いから、この学芸員に講演依頼をしたわけですよ。

その気持ちを汲んでいただければ、しっかり都市ブランド創造局としても対応していただけるはずだったんじゃないでしょうか。そこについて見解がありますか。

■都市ブランド創造局長

先ほど申しましたけども、その講演を我々の局として受けて、我々から財団に依頼したってということがあるかどうか、ちょっと手元にいまないので、その点につきましては確認をしてみたい、というふうに思います。以上です。

○山内議員

やはりね、この問題、1番の問題はですね、今回の配置転換によって、1人の若い優秀な人間、そしてこの人間の仕事への誇り、これを奪ったということなんですよ。

そんな権利はだれにもないはずでありますし、私はこのことが本当に一番許せない、そういうふうに感じております。

もう、ぜひね、こういうことはしっかり調べていただいて、今後、二度とないように、そして彼の仕事への誇りを取り戻すための措置を、都市ブランド創造局として取っていただきたいというふうに要望をしておきます。

[A S E ジャパンとの仮契約について]

次に、半導体を最終製品に仕上げる「後工程」の受託生産で世界最大手の台湾企業、A S E ジャパンとの仮契約、これを結んだことについて再質問をさせていただきます。

仮契約という報道がされて、周辺住民の不安の解消、これに努めるのが誘致した側の責任であります。まずは、本契約までの仮契約期間、どれほど見込まれているのか伺います。

■産業経済局長

仮契約から本契約までの期限ということでございますけれど、そこは特段、期限は設けてございません。以上です。

○山内議員

仮契約の契約の中に、いつまでに返事してくださいよ、みたいな契約の項目ないんですか。

■産業経済局長

おっしゃる通りでございまして、これはですね、今回、先様と、いろいろ融資交渉する中で、先方から強い意向があって、こういうこう仮契約という形で結ばせていただいたもので、先方からは日本でビジネスが成り立つかどうかなどについて、検討を今してるという状況でございまして、そういった中で、まずは私どもとしては、その結果を待ちたいと。そしてしっかり先方のニーズに対応していきたい、というふうに考えております。以上です。

○山内議員

そうすると、本契約の時は、いきなり訪れるということもあり得るんですかね、

■産業経済局長

いきなりと申しますか、本契約になりますと、もちろん議会の皆様にお諮りしないといけませんので、その時は、そういう形になるということでございます。

○山内議員

もちろん議会には諮ってもらうんですけれども、もう本契約ギリギリということになるんですかね、タイミングとして。

■産業経済局長

ギリギリかどうかというのはあれですけど、通常、市有地でこういう形で契約をさせていただくときも、仮契約して、本契約になるときに議案として出させていただいておりますので、急といえば急なのかもしれませんが、そう通常通りの形で議案として提出させていただきたいと考えております。

○山内議員

そこをね、なぜ聞くかというのと、ですね、菊陽町なんですよ。菊陽町ではですね、2021年10月に進出発表がされたんですけれども、工事が始まっていきなり渋滞するという環境が生まれたんです。

数カ月前まで300mの渋滞やったのが、何カ月か経っただけで1・4キロの渋滞に拡大したと。こういうことがいきなり起こってくるわけですよ。

だから、私は、早めにこの対策をとるべきところは打った方がいいんじゃないか、という趣旨の質問の内容なんですけれども。ご紹介したTSMCの半導体工場、誘致した熊本県の菊陽町でありますけれども、進出発表してから農地の買収から始まって、実際の工事は、24時間体制の突貫工事、これに着工すると、あっという間に環境に変化が起こったそうであります。その代表的なものが渋滞です。

実際に見てきましたけれども、通勤時間帯になると、あらゆる伏線から車が集まってきて、田んぼのあぜ道まで抜け道として車が走っている状況です。

この状況は、単に渋滞対策で片付けられるものではありません。あらゆる生活道路は抜け道と化し、先を急ぐ車が猛スピードで走り抜ける。道の向かい側のゴミステーションに行くのも車の合間を縫っていつているようであります。

この状況をひびきの地域にあてはめると、小学生の子どもたちが生活道路を安心して通学できるのか、非常に不安であります。

ひびきの地域は、これまでも、横断歩道を引いてほしい、一旦停止にしてほしいなど、度々県警に要請をしておりますけれども、なかなか動いてくれない地域でもあります。

市と、県警が協議して、工事着工前に環境整備すべきであります。この辺についての答弁をお願いします。

■都市整備局長

先ほど来、まだ仮契約というような話がございます、と熊本の事例出されております。で、熊本の情報とかを聞いてみると、やはり、例えばそのTSMCの規模であるとか、例えば従業員数であるとかってというのがわからない中で、どういう、例えば渋滞対策、交通安全対策していいのかと、いうところで悩みながらなかなかできていなかった。そのためにそういった状況が生じたということでございますけれども、やはり我々としても、例えばその交通量がどう増えていくのかとか、実際に、例えば渋滞対策、交差点対策、渋滞対策であれば道路の拡幅なのか、交差点改良なのか、交差点対策はどこの交差点が、影響が出そうなのかとか、そういったものはある程度やっぱり決まってからのことになると思いますんで、また誘致が決定すれば、ですね、その企業様の方とも話しながら検討が進むもの、というふうに考えてございます。以上でございます。

○山内議員

私、心配してるのはね、あの菊陽町ではね、インフラ整備が遅れたことで、住民の反発が大きくなっているようであります、工事着工と同時にね。これは整備を整えることが重要であります。今、市にできること、それは何なのかということの計画、これをしっかり立てていただきたいと思えます。

それから、交通対策の計画そのものも必要であります。菊陽町では、通勤専用バス、これを最寄りの駅から出しております。

本市では最寄り駅は折尾駅ということになりますけれども、これは北九州市独自のEVバス、連結バスなどを本市独自で計画を議論しておく必要があるというふうに思います。

さらに、進出企業のモビリティマネジメント、この計画、大規模なパークアンドライドなど、今考えられる渋滞対策計画、この検討が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

■都市戦略局長

渋滞対策というところでございますけれども、先ほどもご答弁があったように、今からどういった状況になるかという、しっかり情報を掴んでいかないといけない。これがまず大事なところだというふうに思っております。

その中で、今、対策として出てきましたパークアンドライドというところについてでございますけれども、こういった渋滞対策、それから環境の配慮、そういったところでいきますと、やはり今、実績としても市内19カ所、パークアンドライドを行っているようなところ

るもありますし、そういったところでは、手法の1つとしては有効な手法というふうにも考えてるようなところがございます。

そういったところにつきましては、具体的な情報、そういうところが出てきたというところで、交通事業者とも連携しながら、こういった手法が1番いいのか、そういったところも含めて検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○山内議員

あくまでね、計画です。計画を持っておくということなんですよね。その事業規模に合わせていろんな対応の仕方はあると思います。けども、こういう計画を持っておこうということが私大事だと思うんです。ASEジャパンだけではなくて、その他関連する企業もね、今後集まってくるかと思われま。

そういうことに対しても準備をしていくこと、これが大事だろうというふうに思います。

それから、もう1点聞いておきたいのは、「後工程」においても大量の水を使うわけがあります。

本市では、工業用水を浄化して使用する。そして下水処理をして下水に流すという方針のようでもありますけれども、半導体にはご存知の通り多くの化学物質が使われているわけがあります。

下水処理においてピーファス、ピーフォアに属する化学物質が除去できるのかが、心配です。「永遠の毒物」と言われるようなものでありますから、どのような化学物質が使われるのかを公表してもらおうということは可能でしょうか。

■産業経済局長

色々ご懸念もあると思いますけれど、議員の最初のご質問にもありました通り、今回の企業さんはですね、非常にそのまま環境との調和というかですね、そういうところを非常に重視してる会社でもありますし、色々そういう社是とかですね、社長さんのご挨拶なんかも拝見するとですね、非常にそこはしっかりやりたいと、やるということが書かれていますので、市としての立場もありますけど、企業としてもしっかりやっていただけるものだというふうに考えております。以上です。

○山内議員

そこでね、水質の検査ですけれども、水道局はしっかり水処理の部分においてやっていただいているというふうに思いますけれども、この種類をね、増やしていただくというようなことを、議論できればいいなというふうに思っているんです。

それともう1つは、船尾山の谷間に池がありますよね。あそこは売買する土地には含まれてません。そこでね、あの池もやはり水質検査をやるべきだろうというふうに思うんですけれども、その準備もね、答えは一緒だろうと思うので、その準備もぜひお願いをしたい、というふうに思います。

それから、企業の方に少し聞いていただきたいんですけれども、外部への放出を防ぐために、使った水を再利用する「完全クローズドシステム」があるということでもあります。このことについても議論していただけないかということについて、お願いをしておきます。それから、地価の高騰、これが激しくなってます。

家賃が高騰して、10万円が当たり前だということになっています。病院が閉鎖して、そして移転に追い込まれています。来年の固定資産税が恐ろしいという地域の方の生々しい実態も浮き彫りになっております。

企業誘致成功が、私は最大の成果ではないというふうに思います。周辺住民の不安を払拭して、これまでの住環境を保つことで共存すること、これが成功であります。

一部の市民の犠牲によっての発展はありえません。手遅れにならないための準備を強く求めて、質問を終わります。